5章 準用及び適用除外

趣旨

この基準は、動物実験に使うすべての動物にあてはめるべきであるが、ここでは哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物を対象としている(2章 定義 2-3 実験動物〔p.25〕参照)。しかし、実験に使われる他の動物種が本基準に無関係であるということではない。

5-1 準 用

管理者等は、哺乳類、鳥類又は爬(は)虫類に属する動物以外の動物を実験等の利用に供する場合においてもこの基準の趣旨に沿って行うよう努めること。

解説

本基準では、動物愛護管理法における、動物の殺傷、虐待の罰則の対象となる愛護動物の範囲*1)である、哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物に限定している。

哺乳類、鳥類及び爬虫類に適用範囲を限定しているが、本基準の考え方は実験に使うすべての動物種を対象としていることから、設けられた項である。哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物以外の動物を使う場合も、この基準の趣旨に沿って行うことが望まれる。

*1) 諸外国における指針等では、動物実験の対象動物種をすべての脊椎動物とするもの、すべての脊椎動物に加えて頭足類(タコ、イカ等)とするものもある。

5-2 適用除外

この基準は、畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を行うことを目的として実験動物の飼養又は保管をする管理者等及び生態の観察を行うことを目的として実験動物の飼養又は保管をする管理者等には適用しない。なお、生態の観察を行うことを目的とする動物の飼養及び保管については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成 14 年 5 月環境省告示第 37 号)に準じて行うこと。

解説

本基準の定義(2-1実験等〔p.23〕)に示されているように、実験等とは、動物を科学上の利用に供することをいい、多くの場合、動物は拘束され、何らかの苦痛を与える処置が行われる。しかし、実験等の中には、動物をある程度拘束はしても、苦痛を伴う処置はほとんど行わないものもある。例えば、畜産分野における実験や小・中学校等における生態観察などがこれに相当する。本基準は、これらの実験に使われる実験動物の管理者等には適用しない。なお、医学、薬学、獣医学、農学、理学等の専門教育を行う大学等における研究、教育及び実習に供する動物は、原則、実験動物であって、これらの管理者等には本基準が適用される。

5-2-1 畜産分野における実験等

産業動物(産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管している哺乳類及び鳥類)を用いた動物実験の管理者等は、「産業動物の飼養及び保管に関する基準(昭和62年総理府告示第22号)」*2)の規制を受けるため、本基準の適用外とされている。以下に適用外になる実験等について解説する。

この項で適用除外とする管理者等というのは、農業高校等において、産業動物の飼養管理法等を教育するために動物を飼養及び保管する管理者並びに国の独立行政法人、都道府県の畜産試験場等において動物の生産性向上を目的とする育種改良、試験研究等に供する実験動物の管理者等を指している。以下の例を引いて、適用除外の該当例と関連する非該当例について記述する。

*2) 文部科学省、厚生労働省の動物 実験基本指針には適用除外はない。 産業動物であっても、教育、試験研究 又は生物製剤の製造の用そのほかの 科学上の利用に供する場合は、この 指針が適用される。すなわち、動物実 験に関する機関内規程に従い動物実 験計画の審査、承認、教育訓練、自己 点検等を行わなければならない。

① 飼養管理の教育

農業高校等で産業動物の飼養法及び農業経営に関する知識と技術を教育する過程で、飼養及び保管に当たる管理者等は、産業動物の管理者等とみなされるので、本項の適用除外に該当する。

② 育種改良

畜産試験場等において、牛の産肉性、泌乳能力、繁殖能力等の向上を図るため、育種改良を目的として産業動物の飼養及び保管に当たる管理者等は本項の適用除外に該当する。

③ 試験研究

畜産試験場等における家畜の飼養管理及び栄養、畜産物の生産 性の向上等の試験研究における産業動物の管理者等も本項の適用 除外とする。

しかし、これらの目的のために血液の採取、人工繁殖や外科的な措置を行う場合*³⁾、あるいは薬理学的な実験を行う場合等は、それらの産業動物は実験動物となり、その管理者等は本基準の適用を受け、本項の適用除外には該当しない。

5-2-2 生態観察

この項で適用除外とする管理者等とは、小・中学校、幼稚園又は保育園等で、主として生徒及び児童等の情操教育を目的として 飼育及び保管する実験動物の管理者等である。

例えば、小鳥、ニワトリ、アヒル、ウサギ、カメ等について、動物の種類によって異なる飼料、運動の仕方、繁殖や生育状況など、主としてそれらの生態を観察し、動物の生命の尊さ、生命現象の理解等の教育に資するために飼養及び保管に当たる管理者等については、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年5月環境省告示第37号)」の適用を受ける。

また、学校で動物を飼育する場合は、文部科学省において「学校における望ましい動物飼育のあり方」が作成されており、参考とされたい。

*3) 家畜改良増殖法に基づき、獣 医師又は家畜人工授精師が産業目 的で行う家畜人工授精用精液、家 畜体内及び体外受精卵の採取、生産、処理、移植及び注入の行為は 適用除外である。